

## 住宅性能証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める株式会社ジェイ・イー・サポート住宅性能証明業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、株式会社ジェイ・イー・サポート（以下「ジェイ・イー」という。）が実施する、平成27年4月1日付け国住政第123号他「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置に係る平成28年度改正について」に基づく住宅性能証明業務（以下「証明業務」という。）に係る手数料について、必要な事項を定める。

(住宅性能証明業務手数料)

第2条 業務規程第12条に規定する証明業務に係る手数料の額は、次表に掲げるとおり（消費税は、別途）とする。

(1) 断熱対策又は一次省エネを評価する証明

ア 住宅の新築又は新築住宅取得の場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1349号。以下「評価方法基準」という。）第5の5の5-1（3）又は第5の5の5-2（3）

単位:円

種 別			金 額（消費税別途）			
審査 省略 ※1 の有無	同時現場 審査 ※2 の有無	上部:5-1 下部:5-2	一戸建て住宅		共同住宅	
			広島本社 福岡事務所	東京支店	広島本社 福岡事務所	東京支店
無	無	断熱等級	42,000	55,000	K×49,000	K×60,000
		一次省エネ等級	54,000	72,000	K×59,000	K×75,000
有	無	断熱等級	25,000	35,000	K×27,000	K×35,000
		一次省エネ等級	35,000	50,000	K×37,000	K×50,000
無	有	断熱等級	35,000	45,000	K×42,000	K×50,000
		一次省エネ等級	40,000	52,000	K×45,000	K×55,000
有	有	断熱等級	18,000	25,000	K×20,000	K×25,000
		一次省エネ等級	21,000	30,000	K×23,000	K×30,000

注： K： 申請戸数

手数料には、現場審査（新築の場合は断熱工事完了時及び竣工時、新築住宅購入の場合は現場審査時）の手数料は含まれています。

※1及び※2について（以下の手数料表に共通）

※1 ジェイ・イーが交付する又は交付した設計住宅性能評価書、長期優良住宅技術的審査適合証、低炭素建築物技術的審査適合証、フラット35S適合証明書、省エネ住宅ポイント対象住宅証明書、現金取得者向け新築対象住宅証明書又は建設住宅性能評価書等で、該当する基準への適合が確認できるもの。

ただし、増改築の場合の増改築部分又は既存部分を改修している場合、審査省略は無い。

なお、既存住宅の場合は、評価書等交付後5年間を有効とし、それ以上は審査省略無しとします。

※2 ジェイ・イーが行う確認、適合証明、瑕疵担保保険の現場検査、建設住宅性能評価書又は建築基準法に基づく中間若しくは完了検査等（以下「適合証明等の検査」という。）と、当現場審査の全てが同時実施される検査の有無。

なお、新築住宅で既着工の場合で評価すべき工事が完了して現場審査ができない場合でその後に適合証明等の検査が無い場合又は既存住宅の購入等では、「同時現場審査有」は適用されません。

イ 既存住宅の取得の場合（評価方法基準第5の5の5-1（4）又は第5の5の5-2（4））

単位:円

種 別			金 額（消費税別途）			
審査 省略 ※1 の有無	同時現場 審査 ※2 の有無	上部:5-1 下部:5-2	一戸建て住宅		共同住宅	
			広島本社 福岡事務所	東京支店	広島本社 福岡事務所	東京支店
無	無	断熱等級	49,000	65,000	K×56,000	K×70,000
		一次省エネ等級	61,000	82,000	K×59,000	K×75,000
有	無	断熱等級	32,000	45,000	K×34,000	K×45,000
		一次省エネ等級	42,000	60,000	K×37,000	K×50,000

注： K： 申請戸数  
 手数料には、現場審査1回の手数料は含まれています。  
 ○ 上記は、建物完成後5年以内の場合です。建設後5年超え10年以内の手数料は上記金額の1.2倍、建設後10年を超えるものは上記金額の1.4倍となります。

ウ 住宅の増改築の場合（評価方法基準第5の5の5-1（3）及び（4）又は第5の5の5-2（3）及び（4））

別途見積
------

(2) 耐震対策を評価する証明

ア 住宅の新築又は新築住宅取得の場合（評価方法基準第5の1の1-1（3）又は第5の1の1-3（3））

単位:円

種 別			金 額（消費税別途）			
審査 省略 ※1 の有無	同時現場 審査 ※2 の有無	一戸建て住宅		共同住宅		
		広島本社 福岡事務所	東京支店	広島本社 福岡事務所	東京支店	
無	無	54,000	75,000	$A+K \times 10,000+N \times B$	$A+K \times 15,000+N \times B$	
有	無	32,000	45,000	$25,000+K \times 10,000+N \times B$	$35,000+K \times 15,000+N \times B$	
無	有	40,000	55,000	$A+K \times 10,000+N \times B$	$A+K \times 15,000+N \times B$	
有	有	18,000	25,000	$10,000+K \times 10,000+N \times B$	$20,000+K \times 15,000+N \times B$	

・ 審査省略が無い場合で、構造計算ソフトがMidasisen, STAN/3Dであるもの、又は構造計算書が一連計算でないものは、上記に10,000円を加算します。  
 ・  $K \geq 5$  の場合は、10,000を8,000に、15,000を12,000とし、 $K \geq 10$  の場合は、10,000を5,000とし、15,000を7,500とします

注： K： 申請戸数、N： 検査回数  
 A、B： 延べ面積毎の手数料

単位:円

面 積 区 分	広島本社・福岡事務所		東京支店	
	A	B	A	B
500㎡以下	30,000	20,000	40,000	30,000
500超～1,000㎡以下	40,000	25,000	45,000	35,000
1,000超～2,000㎡以下	50,000	30,000	55,000	40,000
2,000超～5,000㎡以下	70,000	40,000	90,000	50,000
5,000超～10,000㎡以下	100,000	50,000	110,000	60,000
10,000㎡超	110,000	60,000	160,000	70,000

手数料には、現場審査の手数料は含まれています。

イ 既存住宅の取得の場合（評価方法基準第5の5の1-1（4）又は第5の5の1-3（4））

単位:円

種 別		金 額（消費税別途）			
審査 省略 ※1 の有無	同時現場 審査 ※2 の有無	一戸建て住宅		共同住宅	
		広島本社 福岡事務所	東京支店	広島本社 福岡事務所	東京支店
無	無	77,000	115,000	別途見積	別途見積
有	無	55,000	85,000	別途見積	別途見積

上記は、建物完成後5年以内の場合です。建設後5年超え10年以内の手数料は上記金額の1.2倍、建設後10年を超えるものは上記金額の1.4倍となります。

ウ 住宅の増改築の場合（評価方法基準第5の5の1-1（3）及び（4）又は第5の5の1-3（3）及び（4））

種 別		金 額（消費税別途）			
審査 省略 ※1 の有無	同時現場 審査 ※2 の有無	一戸建て住宅		共同住宅	
		広島本社 福岡事務所	東京支店	広島本社 福岡事務所	東京支店
既存無	無	別途見積			
	一部有				
既存有	無				
	一部有				

(3) 高齢者対策を評価する証明

ア 住宅の新築又は新築住宅取得の場合（評価方法基準第5の5の9-1（3）又は第5の5の9-2（3））

単位:円

種 別		金 額（消費税別途）			
審査 省略 ※1 の有無	同時現場 審査 ※2 の有無	一戸建て住宅		共同住宅	
		広島本社 福岡事務所	東京支店	広島本社 福岡事務所	東京支店
無	無	37,000	50,000	K×39,000	K×50,000
有	無	25,000	35,000	K×27,000	K×35,000
無	有	30,000	35,000	K×32,000	K×40,000
有	有	18,000	25,000	K×20,000	K×25,000

注： K: 申請戸数

イ 既存住宅の取得の場合（評価方法基準第5の5の9-1（4）又は第5の5の9-2（4））

単位:円

種 別		金 額（消費税別途）			
審査 省略 ※1 の有無	同時現場 審査 ※2 の有無	一戸建て住宅		共同住宅	
		広島本社 福岡事務所	東京支店	広島本社 福岡事務所	東京支店
無	無	37,000	50,000	K×46,000	K×60,000
有	無	32,000	45,000	K×34,000	K×45,000

注： K: 申請戸数

上記は、建物完成後5年以内の場合です。建設後5年超え10年以内の手数料は上記金額の1.2倍、建設後10年を超えるものは上記金額の1.4倍となります。

ウ 住宅の増改築の場合（評価方法基準第5の5の9-1（3）及び（4）又は第5の5の9-2（3）及び（4））

単位：円

種 別		金 額（消費税別途）			
審査省略 ※1 の有無	同時現場 審査 ※2 の有無	一戸建て住宅		共同住宅	
		広島本社 福岡事務所	東京支店	広島本社 福岡事務所	東京支店
無	無	44,000	60,000	K×53,000	K×70,000
有	無	32,000	45,000	K×41,000	K×55,000

注： K： 申請戸数  
上記は、建物完成後5年以内の場合です。建設後5年超え10年以内の手数料は上記金額の1.2倍、建設後10年を超えるものは上記金額の1.4倍となります。

(4) 変更証明

単位：円

	金 額（消費税別途）	
	広島本社・福岡事務所	東京支店
直前の証明が当社で全体的な変更 又は直前の証明が他社の変更	上記（1）から（3）を適用する。	
直前の証明が当社で部分的な変更	15,000	20,000
技術的な審査を省略できるもの	5,000	5,000
上記手数料を原則としますが、変更の内容が大きい場合は別途見積とします。		

(5) 交通費・出張費の加算

同時現場審査が無い場合、ジェイ・イーの事務所から遠距離の現場審査は、別途交通費及び出張費を加算します。

当該交通費・出張費は、現場審査毎に確認検査手数料規定第10条に基づく別表第7、別表第17、別表第27によります（消費税別途）。

(6) 再現場審査手数料

単位：円

再現場審査手数料（消費税別途）	広島本社・福岡事務所	東京支店
		10,000/回

ジェイ・イーの事務所から遠距離の現場審査は、上記（5）が加算されます。

（業務手数料の増額又は減額）

第3条 ジェイ・イーは、証明業務が効率的に実施できる場合又は金額の変更をすることが必要と認める場合に、住宅性能証明業務手数料を増額又は減額することができる。

(1) 手数料を減額するための要件

ジェイ・イーが業務の合理化が図れると認めるとき。

この場合、手数料の10%を限度とする。

(2) 手数料を増額するための要件

ア 申請者の都合により業務期日を延期するなど、ジェイ・イーの責めに帰すことができない事由によりジェイ・イーの業務量が増大するとき。

イ 申請者の依頼その他の事由で、図面が変わる等により再度構造計算等を審査しなければならないとき、若しくは再審査が必要になったとき。

ウ 申請者の依頼で、通常の処理期間より早期に評価を行うとき。

エ 上記手数料の増額は、その業務量増大の程度により見積し、申請者との協議により決定する。

(改正前の現場検査手数料の追加料金)

第4条 平成31年3月31日以前にジェイ・イーが証明書を交付している再検査に係る追加料金が発生する場合は、従前の手数料の額とする。

(消費税率の変更に係る取り扱い)

第5条 消費税率が変更される場合、当該変更日以後に住宅性能証明書を交付するものから適用されます。

(附則)

この規程は、平成24年9月20日から施行する。

改正 : 平成26年4月1日

改正 : 平成27年4月1日

改正 : 平成31年4月1日